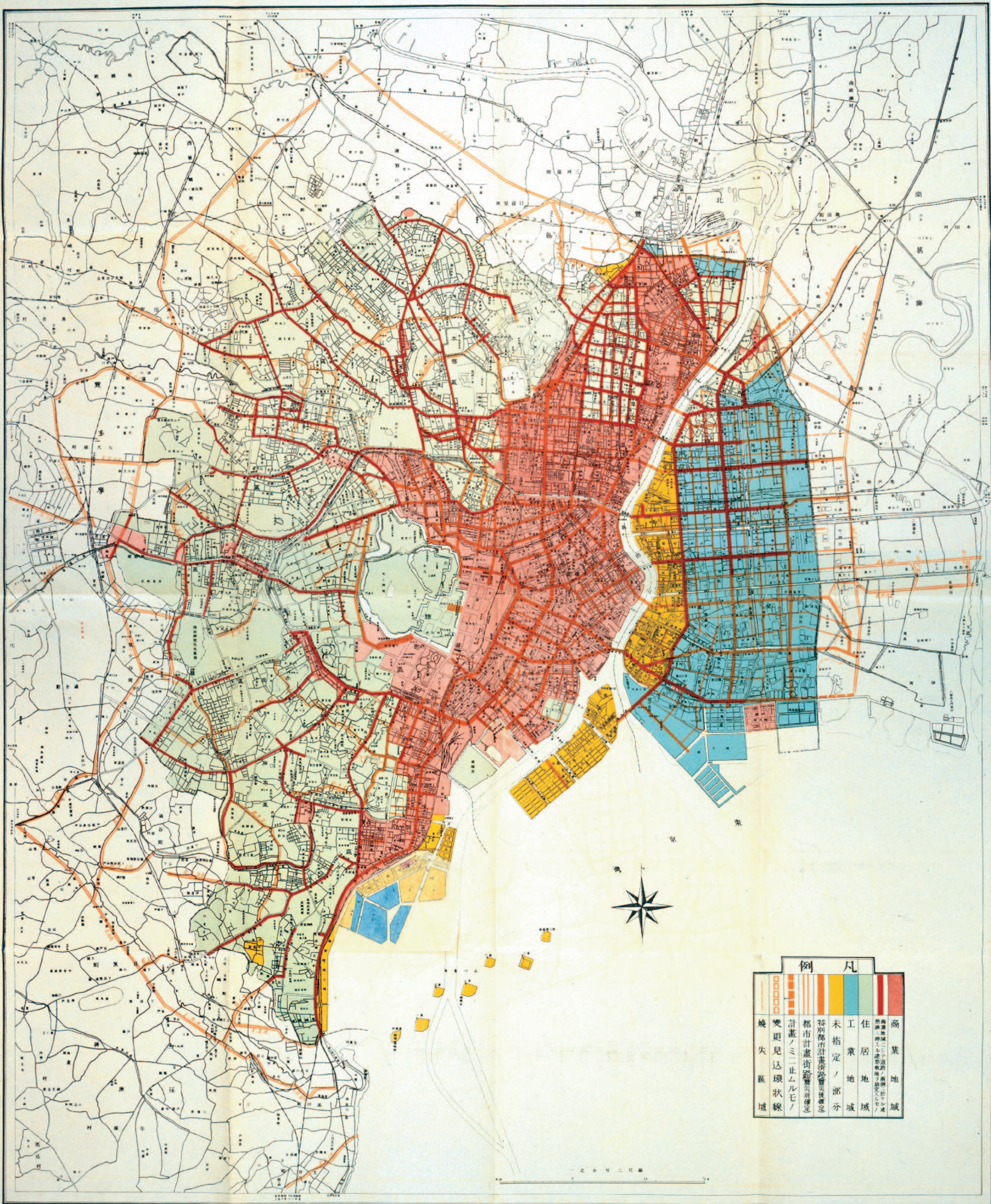


東京都市計画区域指定地域考図

13



〔資料提供：国立公文書館〕

大正14（1925）年1月、東京都市計画区域内に、商業・工業・住居地域等を指定することが内閣で認可されました。その際の付属図面です。

東京都市計画区域内の用途地域については、大正12（1923）年8月に指定案がまとまり、認可を受けるばかりとなっていました。ところが、同年9月の関東大震災により市街地が壊滅的打撃を受けたうえ、街路・運河の新設計画等が新たに決定。そのため、「山の手の住居地域」・「下町の商業地域」・「江東の工業地域」の原則は変わらないものの、地域指定案を見直す必要が生まれました。